

福祉サービスの第三者評価基準（保育所）

福祉サービスの第三者評価基準の構成

評価対象	評価分類	評価項目
I 子どもの発達援助	1 発達援助の基本 2 健康管理・食事 3 保育環境 4 保育内容	次頁参照
II 子育て支援	1 入所児童の保護者の育児支援 2 多様な子育てニーズへの対応 3 地域の子育て支援	
III 地域の住民や関係機関等との連携	1 地域の住民や関係機関・団体との連携 2 実習・ボランティア	
IV 運営管理	1 基本方針 2 組織運営 3 守秘義務の遵守 4 情報提供・保護者の意見の反映 5 安全・衛生管理	

・本基準は、「評価対象」（I～IV）、「評価分類」（1～5）、「評価項目」（全52項目）から構成される。

- ・「評価対象」：事業者が提供する福祉サービスを対象別・機能別に大別したもの。
- ・「評価分類」：「評価対象」をさらに基本的な機能別にしたもの。
- ・「評価項目」：「評価分類」についての具体的な達成目標であり、実際の評価を行う項目となるもの。

I. 子どもの発達援助

I-1 発達援助の基本

I-1-1(1) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。 [1] ([] は通し番号、以下同じ)

【判断基準】

- a) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。
- b) 保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。
- c) 保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。

I-1-1(2) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。 [2]

【判断基準】

- a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。
- b) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に反映されていない。
- c) 定期的に指導計画の評価を行っていない。

I-1-1(3) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。 [3]

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。
- b) 子どもの発達状況に配慮しているが、一人一人に配慮した指導計画となっていない。
- c) 子どもの発達状況に配慮した指導計画となっていない。

I-1-1(4) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。 [4]

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもの記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。
- b) 一人一人の子どもの記録はあるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。
- c) 一人一人の子どもの記録がない。

I-1-(5) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。 [5]

【判断基準】

- a) ケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。
- b) ケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。
- c) ケース会議を開催していない。

I-1 発達援助の基本の特記事項

I-2 健康管理・食事

I-2-(6) 登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。 [6]

【判断基準】

- a) 健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。
- b) 健康管理は、マニュアルなどはないが、各児童の健康状況に応じて実施している。
- c) 健康管理は、子ども一人一人の健康状態に応じて実施していない。

I-2-(7) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。 [7]

【判断基準】

- a) 健診結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。
- b) 健診結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。
- c) 健診結果について、保護者や職員に伝達していない。

I-2-(8) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。 [8]

【判断基準】

- a) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。
- b) 感染症への対応については、発生の状況を必要に応じて保護者に対して連絡しているが、マニュアルなどはない。
- c) 感染症への対応については、発生の状況を保護者に連絡していない。

I-2-(9) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。 [9]

【判断基準】

- a) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。
- b) -
- c) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもに対する特別な取り組みを行っていない。

I-2-(10) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて、子どもの喫食状況を保護者に知らせている。 [10]

【判断基準】

- a) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じ、子どもの喫食状況を知らせている。
- b) 日々の献立を保護者に示しているが、喫食状況は知らせていない。
- c) 日々の献立を保護者に示していない。

I-2-(11) 食事を楽しむことができる工夫をしている。 [11]

【判断基準】

- ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。
- イ 食器の材質や形などに配慮している。
- ウ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- エ 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。
- オ 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
- カ 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。
- キ おやつは、手作りを心がけている。
- ク 旬のものや季節感のある食材やメニューを取り入れている。
- ケ 嗜好や喫食状況に基づき食事内容を改善している。
- コ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。
- サ 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。
- シ 調理作業をしている場面を子どもたちがみたり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。

【総合判断基準】

- a. 食事を楽しむことができる工夫をしている。
- b. どちらかといえば工夫をしている。
- c. 工夫をしていない。

I-2 健康管理・食事の特記事項

I-3 保育環境

I-3-(12) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 12

【判断基準】

- ア 採光に配慮している。
- イ 換気に配慮している。
- ウ 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。
- エ 手洗い場、トイレは、保育中も時折り清掃し、不快なおいがないようにしている。
- オ 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。
- カ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。

【総合判断基準】

- a.よく整備されている。
- b.どちらかといえば整備されている。
- c.整備されていない。

I-3-(13) 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。 13

【判断基準】

- ア 子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。
- イ 一人一人の子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
- ウ 眠くなった時に安心して眠ることができる空間が確保されている。
- エ 食事のための空間が確保されている。
- オ 季節にあわせてインテリアが工夫されている。
- カ 配色に配慮した保育室となっている。
- キ 音楽や保育者の声など、音に配慮している。
- ク 屋外での活動の場が確保されている。

【総合判断基準】

- a.よい取り組みが行われている。
- b.どちらかといえば取り組みが行われている。
- c.取り組みが行われていない。

I-3 保育環境の特記事項

I-4 保育内容

I-4-(14) 子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。 14

【判断基準】

- ア 子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。
- イ 「早くしなさい」とせかす言葉や「だめ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにしている。
- ウ 子どもの質問に対して、「待ってて」「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応している。
- エ 「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。
- オ 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- カ 登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。

【総合判断基準】

- a.子どもをよく受容しようと努めている。
- b.どちらかといえば子どもを受容しようと努めている。
- c.子どもを受容しようと努めていない。